

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

青森県三沢市

2 構造改革特別区域の名称

三沢市サテライト型居住施設特区

3 構造改革特別区域の範囲

三沢市内全域

4 構造改革特別区域の特性

三沢市は、青森県の東南部に位置し、東は太平洋に臨み、西は小川原湖を背景に、南北に25km、東西11kmの、ほぼ長方形の形を有しております。

気候は、冬に北西から吹く季節風のため晴天の日が多く、比較的降雪量は少ないが、寒さは厳しい地域です。また、春から夏にかけて「ヤマセ」と呼ばれる偏東風が吹き農作物に多大な被害を与えることがあります。

地形は、所々に丘陵部があるほかはほぼ平坦地であり、総面積は119.86Km²で、市中心部には、米軍基地や航空自衛隊が配置されております。

交通は、三沢空港やJR三沢駅があるほか、国道1線、主要地方道3線、県道2線が通過しており、県南の交通拠点となっております。

人口動向は、国勢調査によると、昭和60年の41,425人から平成12年の42,495人まで増加傾向を示しており、現在は44,074人(平成16年11月1日現在)となっております。高齢者人口は昭和60年の2,992人から平成12年の6,723人と大幅に増加し、現在は7,601人(平成16年11月1日現在)となっております。青森県高齢者人口調(平成16年2月1日現在)によると高齢化率は県の平均21.3%に比べ、16.9%と低いですが、一人暮らし高齢者(65歳以上人口比)は、県の平均9.8%に比べ、19.2%と県内市町村の中で2番目に高い割合となっております。

一人暮らし高齢者が多いのは三沢市の成り立ちに起因すると見られております。戦後米軍が三沢に進駐し、基地が形成されるに伴い、労働力として全国各地から人が集まり、1万人足らずの人口が飛躍的に増加したためであります。このように地縁的に関係の薄い方々が高齢者になるに従い、一人暮らしになる割合も高くなったと推量されます。

このように、三沢市の高齢者の状況は、高齢化率は高くないが一人暮らしの割合が非常に高いことが特徴であり、親類・縁者の関係もきわめて希薄であります。このような特異的な高齢者の世帯構成となっている本市においては、高齢者が地域の人々と交流できる場

所で生活できることが望まれており、サテライト型の施設整備のように、地域に密着した高齢者福祉施策の展開が重要となっております。

5 構造改革特別区域計画の意義

この度、計画されたサテライト型居住施設は、訪問看護・訪問介護、ディサービス・居宅介護支援、保育、高齢者筋力トレーニングセンター、地域・世代間交流スペースの事業の展開を複数予定しており、通所・住まい・泊まりの多機能施設を市内住宅地に複数移転させる事業であります。

三沢市内では、大規模な特別養護老人ホームが郊外に設置されており、こうした施設の入居者の多くは、住み慣れた地域の近くでの暮らしや地域の人々と交流ができる場所での生活を願っております。

当市において、地域に密着した高齢者福祉施策の展開が重要となっている現在、大規模施設や集団介護から脱却し、地域密着型、個別対応といったニーズに対応する体制づくりが急務となっております。市内の住宅地にサテライト型施設を設置することにより、「住み慣れた地域に暮らし、地域の人々と触れあいたい」という入居者の要望をかなえることができます。また、施設を活用したボランティア活動の活性化や地域に密着した介護予防サービスの充実など、高齢者社会福祉の拠点としての役割が期待できます。

さらには、本体施設の定員の一部を外に出すことにより本体の特別養護老人ホームに余裕が生じることとなり、個室・ユニットケア型への改修が容易となります。

6 構造改革特別区域計画の目標

現在、郊外に設置されている大規模な特別養護老人ホームの機能の一部を市内住宅地で小規模に分散することにより、入居者の希望である住み慣れた地域での生活と、施設周辺地域の人々との密接な交流を図ることができる環境づくりを目指します。

また、サテライト型居住施設では、ディサービス、訪問看護、ホームヘルパー、介護予防筋力トレーニングも同時に計画するなど、介護保険制度の目的でもある介護予防の推進を図ります。更には世代間交流スペースも設け、地域密着、地域交流、地域共存を図ることにより、サテライト型施設がボランティア活動の拠点となることを目指します。

このように、入居者が地域の人々と交流でき、地域社会との疎外感を感じることなく暮らすことのできる施設を整備していくことにより、地域に密着した高齢者福祉施策の充実に図っていきます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

サテライト型居住施設が市内の住宅地に設置されることにより、入居者は住み慣れた地域の近くで暮らすことができるとともに、地域の住民や家族とのコミュニケーションも図りやすくなるなど、こうした施設に入居している方々の希望を叶えることとなり、入居

者がより快適に過ごすことが出来ることとなります。

このたび計画されるサテライト型居住施設では、訪問看護・訪問介護、ディサービス・居宅介護支援、保育、高齢者筋力トレーニングセンター、地域・世代間交流スペース設置などの事業展開を複数予定しており、施設入居者へのサービスと施設周辺の在宅高齢者へのサービスを提供するなど、地域福祉の拠点施設となるものであり、入居者と周辺地区の高齢者及びボランティアとの関わりが濃厚となるなど、施設周辺の地域と密着した福祉施策が充実する効果があります。

また、世代間交流スペースでの触れ合いや、ボランティア活動を通して高齢者への理解が深まり、高齢社会における市民相互の助け合いの精神が啓発されるなど、地域全体の活性化に繋がり、高齢者福祉の充実した魅力あるまちづくりが推進されるなどの効果があります。

さらには、定員の一部を外に出した本体では、余裕が生じ、今後、改築するにあたっては利用者のニーズに応じた個室化及びユニットケアへの転換が容易となるなどのメリットが期待できます。

8 特定事業の名称

928 サテライト型居住施設設置事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

高齢者が健康で生き生きとした老後生活が送れるように、地域に密着した各種の介護予防サービスを積極的に展開し、高齢者とその家族の総合的な保健福祉の向上を図ります。

1 転倒骨折予防教室

在宅介護支援センターを主体とした、転倒骨折予防教室を地域単位に開催し、生活相談・健康診断・運動機能訓練などを実施します。

2 痴呆予防教室

在宅介護支援センターを主体とした、痴呆予防教室を地域単位に開催し、脳機能レベルテストの実施・痴呆化予防のための生活指導などを行います。

3 家族介護教室

高齢者を介護している家族に対し、介護方法や介護者の健康づくりなどの知識と技術を習得させるための教室を開催します。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

1 特定事業の名称

928 サテライト型居住施設設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

社会福祉法人 楽晴会

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日以降

4 特定事業の内容

実施主体である社会福祉法人楽晴会が三沢市内において、既存施設である本体事業の三沢老人ホームと密接に連携し下記の5に掲げる内容を持って、今後、新たにサテライト型居住施設を建設し運営します。

5 当該規制の特例措置の内容

実施に当っては、既存施設である三沢老人ホームと密接な連携を図り、定員の一部を小規模なサテライト型居住施設として地域に複数展開し、入居者の希望である住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援します。定員の一部を外に出した本体は、余裕が生じ、改築にあたって個室化及びユニットケアへの転換が容易となる。当該規制緩和の要件以外の部分に関しては以下を遵守します。

「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」

(平成11年3月31厚令46)

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」

(平成11年3月31厚令39号)

サテライト型居住施設では、本体施設とは別の場所で個室・ユニットケア型の居住施設を運営する基準について、設備・人員基準等を見直し、施設運営に必要となる規制緩和を申請します。また、今後の展開として地域再生計画と併せて介護予防筋力トレーニング及び世代間交流スペースの設置及び宿泊機能・ディサービス・訪問介護・訪問看護・居宅介護支援事業等の介護保険サービスも付随する計画であり、総合的に地域にアプローチするものであります。

(1) 立地について

立地対象地区は、本体施設とは別な場所となり、それぞれ住宅地であり、なお付近には小学校や中学校等がある住宅地域であります。

それぞれの地域の利点を生かし、施設に訪れる児童生徒や地域住民との交流も郊外施設よりは気軽に交流できる事により地域住民との交流の機会が確保できます。施設機能や管理体制については、本体施設と密接な連携を確保する事とします。地域住民との触れ合いは、本体施設と比較しても、より多くの機会があり、入居者及びそのご家族におかれても、住宅地である事より気軽に訪れ、アクセスにも利点があります。入居者のご家族は、アクセス時間の短縮等により、面会等も比較的頻繁になると考えられます。また、計画では世代間交流スペースを設ける為、年少者からお年寄りまでの広い範囲で交流する機会が設けられ、その雰囲気が入居者にも伝わり、町内会等の社会活動参加や自身の生きがいに繋がるものとなる事が考えられます。

本体施設

青森県三沢市大字三沢字園沢 156-8 特別養護老人ホーム 三沢老人ホーム
(既存本体事業地)定員 110 名の内 34 名を 2 ヲ所に分館。本体事業定員 76 名

サテライト型居住施設

青森県三沢市岡三沢 4 丁目 130,135 サテライト型居住施設設置事業案
(サテライト型居住施設設置事業予定地)

1 ユニット(10 名) × 2 = 2 ユニット予定、定員 20 名予定

青森県三沢市栄町三丁目 125 サテライト型居住施設設置事業案
(サテライト型居住施設設置事業予定地)

1 ユニット(7 名) × 2 = 2 ユニット予定、定員 14 名予定

(2) 規模について

分館するサテライト型居住施設では、いずれもユニット数 2 つで運営する予定である。施設には、ディサービス・訪問看護・ホームヘルパー、介護予防筋力トレーニング、世代間交流スペース等を併設する予定もあり、当該サテライト施設と一体的に運営する。施設の定員については、以下を予定しております。

また、各サテライト施設に併設され、これと一体的に運営が行われる指定居宅サービス事業所では、その利用定員の合計を、それぞれ 20 名以内といたします。

岡三沢地区が 2 ユニット(1 ユニット 10 名)定員数 20 名予定。

栄町地区では 2 ユニット(1 ユニット 7 名)定員数 14 名予定。

サテライト型居住施設の設置に伴い、本体施設の入所定員は34名減少となります。当該本体施設を改修し、その全部又は、一部を小規模生活単位型指定介護老人福祉施設及び一部小規模生活単位型指定介護老人福祉施設とする予定であります。

本体事業（現状）

特別養護老人ホーム 三沢老人ホーム

敷地面積 4、362㎡

建物面積 鉄筋コンクリート造 二階建 2、845㎡

サテライト型居住施設設置事業案（予定）

敷地面積 青森県三沢市岡三沢4丁目130(2、126㎡)

135(809㎡)

建物面積

サテライト型居住施設事業建物面積 649、55㎡(2階部分)

付随事業建物面積 713、84㎡(1階部分)

計画内容1ユニット10名定員にて2ユニット配置予定。定員20名予定

サテライト型居住施設設置事業案（予定）

敷地面積 青森県三沢市栄町三丁目125(1、333、69㎡)

建物面積

サテライト型居住施設事業建物面積 417、36㎡(2階部分)

付随事業建物面積 537、02㎡(1階部分)

計画内容1ユニット7名定員にて2ユニット配置予定。定員14名予定

(3) 人員基準予定

(イ) 施設長・管理者について

サテライト型施設の施設長については、本体施設、施設長と兼務体制を予定しており、これにより本体施設との情報共有及び経営理念や介護技術や知識の共有をもって密接な連携を図ります。施設長が兼務である事により本体との密接な連携確保が図る事が可能となります。

(ロ) 介護職員・看護職員について

サテライト型施設の介護職員については、専従の職員を配置し、常勤及び非常勤職員を入居定員に対して3対1程度の割合にて配置する予定であります。看護職員についても専従看護師を若干名配置する予定であります。サテライト型施設の看護師は、本体施設の看護責任者と密接な連携を

図り、日常の入居者の健康管理及び緊急時の対応等に対応します。他、サテライト型施設の介護職員及び看護職員は、本体施設の業務マニュアル及び手順書を遵守し本体施設と同等な介護・看護サービス提供体制を確保します。

(八) 事務員その他の職員について

サテライト型施設の事務員については、非常勤職員を1名程度配置する予定であり、給与等の計算及び他の経理処理等については、本体施設の事務員と密接な連携を図り本体事務員にて処理する予定であります。サテライト型施設の事務員は主に電話の対応や入居者のご家族等の来客対応等を主の業務とする予定であります。

(二) 生活相談員について

サテライト型施設の生活相談員は、併設予定の通所介護事業所生活相談員と兼務にて配置予定であり、当該サテライト居住型施設と指定通所介護事業所の一体的な運営を図ります。生活相談員についても、本体施設の生活相談員と密接な連携を図り、日常の施設入居者及び通所介護利用者の日常生活上の悩みの相談に対応します。

(4) 設備基準予定

(イ) 医務室について

当該サテライト施設入居者の日常生活における看護業務に必要な医薬品及び医療機器を備えるが、当該サテライト施設は比較的軽度の入居者を想定しているものであり、今後、入居者の身体状態に応じて順じ設備します。

本体施設には、重度対応の設備が備わっている為、密接な連携を図り対応します。

医療機器

吸引機・吸入機・酸素吸入機・救急用人工蘇生器・オートクレーブ・血糖測定セット等、既存施設で設備している医療器具を対象入居者状態に合わせ設備します。

医薬品

医師より処方された入居者の内服薬等の預かり及び配薬管理。施設内における消毒薬、他、既存特別養護老人ホームに配備している医薬品等の管理。日常生活における常備薬等の管理。

(ロ) 調理室等について

当該サテライト型施設内にはいずれも、厨房室を設置する予定です。栄養士については、本体施設と兼務体制とします。調理員は非常勤職員にて雇用あるいは、

アウトソースする予定です。いずれの場合においてもサテライト施設の調理員は、本体施設の栄養士と入居者の食事に関する献立の共有及び本体と共通のマニュアル、業務手順書に沿って調理業務を遂行します。

(ハ) 廊下の幅について

当該サテライト施設は、岡三沢地区は新築の建造物により指定介護老人福祉施設に規定する基準により建築予定であるが、栄町地区の場合は既存建物の転用である。当該サテライト施設の栄町地区では、旅館の改築を予定しているが、幸いにして、現状でも廊下幅は 1,8mとなっており改築後も入居者及び職員の往来には支障が生じません。当該サテライト型施設は 2 ヶ所ともに建物の構造上基準省令に規定する基準を満たすべく計画するものであり、既存建物の転用についても可能な範囲で基準省令を遵守します。

(5) 土地及び建物の取り扱いについて

土地

当該サテライト型居住施設に要する土地については、個人の土地所有者より貸与を受けます。貸与を受けた土地については、社会福祉法人楽晴会が事業継続に必要な期間として 20 年間の地上権又は賃借権を設定し登記します。(岡三沢地区・栄町地区)

建物

当該サテライト型居住施設における建物については、社会福祉法人楽晴会が建設し、自己所有とします。このサテライト型居住施設の用に供する建物の定員は、以下のとおりです。

岡三沢地区サテライト型居住施設(1 ユニット 10 名)× 2 ユニット = 定員 20 名
栄町地区サテライト型居住施設 (1 ユニット 7 名)× 2 ユニット = 定員 14 名
既存本体施設の定員は 110 名

賃借料

当該サテライト型居住施設における賃借料については、社会福祉法人楽晴会と契約者(個人)との間で賃貸契約し地域の水準に照らし合わせた適正な金額で賃貸契約を締結します。またその際には、地域周辺の路線価等も参考とします。

(岡三沢地区・栄町地区)

財源

当該サテライト型居住施設における賃借料及び事業資金収支については、収支予算書及び決算書に適正に計上します。

(岡三沢地区・栄町地区)